

国民健康保険税納税通知書および後期高齢者医療保険料額通知書 発送

各通知書の発送は7月中旬を予定しています。

今回の通知書発送対象者は、普通徴収(納付書払い又は口座振替)がある方です。

昨年度まで特別徴収(年金天引き)されていた方でも、条件に該当しなくなり普通徴収に切り替わることがありますので、通知書が届いたら内容を確認し、忘れずに納付してください。

納付には、便利な口座振替をご利用ください。

問 国保年金課 **本** 2階

TEL (23) 1120

税



令和2年度

市民税・県民税の申告相談

令和元年中の収入について、まだ申告がお済みでない方が対象です。

●日時・場所

▼7月13日(月)・14日(火)

本庁舎 101会議室

▼7月16日(木)

湯津上庁舎 102会議室

▼7月17日(金)

黒羽庁舎 2階第1会議室

※全会場午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

●持ち物：▼令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の所得内容が分かるもの。給与所得者は源泉徴収票、事業(営業や不動産賃借など)の収入があった方は収支内訳書(収入と経費が分かるもの)▼

所得控除の証明書など(生命保険の支払証明書、障害者手帳など)▼印鑑▼個人番号の記載に関する書類(次の①と②いずれか)

①マイナンバーカード(コピーの場合は両面)

②個人番号がわかるもの(通知カード)と、身元が確認できる書類(運転免許証または健康保険証など)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今後の状況により申告の受付を見合わせる場合があります。

問 税務課 **本** 2階

TEL (23) 8725

あなたの税が未来を拓く 市税などは納期内に納税、納税には口座振替(自動払込)が便利です

問 収納対策課 **本** 2階 **TEL** (23) 8703
TEL (23) 8639

- 口座振替(自動払込)できる税金など(収納対策課取扱分)**
▶市県民税▶固定資産税・都市計画税(単有・共有名義(○外○名)、代表相続人など、納税義務者は別人扱いで、各手続きが必要)▶軽自動車税(種別割)(車両指定不可)▶国民健康保険税(世帯主課税のため、世帯主名での手続きが必要)▶介護保険料▶後期高齢者医療保険料
- 申込方法**…足利銀行、栃木銀行、大田原信用金庫、白河信用金庫、烏山信用金庫、那須信用組合、那須野農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)の本店または各支店に備え付けの「大田原市公金口座振替依頼書兼解約届(自動払込利用申込書兼廃止届書)」に必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、金融機関窓口へ提出してください。
- 申込に必要なもの**…▶納税通知書(納税義務者名を正確に記入するため)▶口座振替をする預貯金通帳▶通帳届出印
- 注意**…申し込みから振替開始まで40～50日程度かかります。市での登録手続きが完了すると「口座振替開始通知書」(はがき)が届きます。「市税等納期限一覧表」に記載のない期別や納期限を過ぎたものは、口座振替できません。残高不足で振替処理ができなかったときは、「口座再振替通知書」を送付し、約2週間後の15日を目安に再振替を行います。

- 差押えを強化**…市では、収入や財産がありながら市税などを納付しようとしないう滞納者に対しての滞納処分(差押えなど)を強化しています。法律により、督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに、市税などを完納しなかったときには、滞納者の財産(預貯金、給与、生命保険、不動産、自動車、動産など(電化製品や美術品など))を差押えなければなりません。財産調査の一つである「搜索」は、税を徴収する職員に認められた権限で、裁判所の令状は不要です。搜索時に発見された財産は、差押えます。自動車を差押え(タイヤロック：自動車を運行、使用させないための措置で運行不能状態にするもの)する場合があります。差押えた財産は、インターネット公売などで売却し、滞納税に充当します。



- 事情がある場合は相談を**…病气入院や失業・事業の廃止、災害にあったなど収入支出に著しく変動があったため、市税などを納期内に納めることが一時的に困難な方は、滞納処分を受ける前に急いで収納対策課まで連絡(来庁)し納税相談してください。直近3か月程度の収入支出や生活状況などをお聞きしますので、給与明細書・通帳・医療機関への支払いの分かる書類・加入している各種保険の掛金明細書・ローン返済の明細書などを持参してください。納税相談の結果、分納誓約書を取り交わしたにもかかわらず納付計画通りの分割納付がなく不履行になった場合や、納税相談時に虚偽の申し出があったことが判明した場合は、滞納処分の対象となります。納税相談時に生活状況の見直しをお勧めしたり、ほかの部署での相談を紹介したりする場合があります。

福祉や教育などの行政サービスを提供していくためには、貴重な自主財源である市税収入の確保がとても重要です。また、公平な徴収により納税者の信頼を確保するためにも、滞納整理を推進し、滞納を防止する目的があります。

- 市税等は納期内に納税を**…市税などの滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。また、督促状の送付などの経費に余分な税金を使うこととなります。納期内に納税している大多数の皆さんとの公平性を欠くことにもなります。納め忘れを防止するためにも、安心・確実な口座振替制度をご利用ください。

本 本庁舎（新庁舎）

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

生 生涯学習センター

体 県立県北体育館

家屋を新築などで取得された方へ

主に平成31・令和元年中に、家屋を新築、増築または改築で取得された方に、7月8日（水）付で「不動産取得税納税通知書」を送付します。金融機関の窓口など、納税通知書に記載の場所で納付してください。

●納期限：7月31日（金）

問 大田原県税事務所 課税課
不動産取得税担当

TEL (23) 4172



原爆写真展 開催

市では、平和への関心を深め、戦争や核兵器の恐ろしさを語り継ぐことを目的に、非核平和の取り組みの一環として原爆写真展を開催します。

●日程：8月3日（月）～8月14日（金）（土・日・祝を除く）

●場所：本庁舎2階市民ギャラリー

問 総務課 本 6階
TEL (23) 8702

大田原市自転車の安全な利用に関する条例について

●条例：市では、歩行者や自転車、ドライバーが相互に思いやり、自転車の安全な利用促進を図ることで、安全で安心な交通環境づくりを目指すことを目的とした「大田原市自転車の安全な利用に関する条例」が、令和元年9月30日に公布・施行されました。

●概要：この条例では、

- ① 交通法規の遵守
- ② 自転車損害賠償責任保険加入の努力義務
- ③ 自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務

が定められています。全国的に、自転車に関係する重大事故によつて高額な賠償金が発生する事例が発生していますので、自転車に乗るときには安全運転を心掛け、万が一に備えて自転車保険の加入、ヘルメットの着用に努めましょう。

問 危機管理課 本 3階
TEL (23) 9301

食品ロスについて考えてみましょう

食品ロスとは食品廃棄物の内、「食べられるのに廃棄されてしまう食品」のことを言います。家庭や飲食店での食べ残しや賞味期限切れの加工品、売れ残りで廃棄された食品がこれに当たります。

平成29年度の統計では、食品廃棄物の総量は約2550万トンです。そのうち食品ロスは612万トンと全体の4分の1近くになります。また、これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（平成30年は年間約390万トン）の1.6倍に相当します。

夏は気温・湿度が高くなり、生鮮食品を中心に食材が傷みやすくなる季節です。野菜や肉、魚などは冷凍などの処理により状態よく保存ができますので、食材に合わせた活用をしましょう。また、食材と食品は必要な分だけを購入するようにして、食品ロスを減らしましょう。

問 生活環境課 本 2階
TEL (23) 8706

水道管の漏水調査を行います

各家庭に給水している大切な水が無駄にしないため、漏水調査を行います。ご不在の場合でも水道メーターを調査することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※なおこの調査で委託業者がお客様に調査代金を請求することはありません。

●期間：7月上旬～令和3年2月末頃

●調査地区：市内全域

●調査内容：公道、お客様の敷地内止水栓、水道メーターで漏水音を調査します。

●調査委託業者：吉川水道サービス(株)

※水道課発行の身分証と腕章をしています。

問 水道課 本 5階
TEL (23) 8713

【広告】 市民講座 屋根・外壁塗り替えセミナーのお知らせ 7月22日(水)・25日(土)・31日(金)

全国各地で年間1700回以上の市民講座を開催してきた一般社団法人市民講座運営委員会が、このたび、後悔しない塗り替え施工のノウハウを開ける市民講座を開催する。参加無料だが、電話申し込みが必要。

屋根・外壁の塗装は、専門知識や技術が必要なため施工業者に全てを任せざるを得ないが、専門知識を持つ者の施工業者が仕様を守らず、不良施工になるケースが発生している。そのため、信頼できる業者を選択するためには消費者にも正しい知識を身に付ける事が求められている。

そこで、この市民講座では外装劣化診断士が解説するスクリーン映像を使って、正しい塗装知識を詳しく分かりやすく説明する。

▼とき ①22日(水)10時～、②25日(土)14時～、③31日(金)14時～

▼ところ 大田原西地区公民館 会議室2（各回10名）

▼申し込み 一般社団法人市民講座運営委員会 ☎0120・689・419（9時～18時）

※市民サービス向上につなげるため、有料広告を掲載しています。